

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

菊川市は、みどり豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれるとともに、静岡県の中西部に位置し、大都市圏に近いという地理的優位性を有し、交通の便にも恵まれていることから、茶業をはじめとする農業等の地場産業を支える中小企業及び小規模企業に加え、先進的技術を有する多彩な企業が立地し、経済発展を遂げてきた。

一方、菊川市の人口は国勢調査によると、平成17年の47,502人をピークにそれ以降は減少しており、平成22年で47,041人、平成27年で46,763人となっている。国立社会保障・人口問題研究所による平成27年国勢調査結果をもとにした推計によると、将来人口は今後も減少傾向となり、令和7年(2025年)には45,613人と平成22年よりも約1,500人程度減少するものと見込まれている。

人口減少は、市場規模の縮小だけでなく、生産年齢人口の減少により、労働力が不足し、企業の事業展開が妨げられ、産業活動の停滞や事業の縮小・撤退を誘発し、景気の低迷を生み出すことが予想される。さらに、生産年齢人口の減少により、個人市民税は減収となり、行政サービスの維持に大きな影響を及ぼすなど、持続可能なまちづくり(地域づくり)に悪影響をもたらすことが危惧される。このような状況の中、企業支援施策の推進及び立地環境の整備、充実により本市産業の活性化を一層促進することにより、雇用の場や就業機会を創出し、定住人口の維持・拡大を図り、今後の人口減少社会に対応していく必要がある。

産業面においては、工業統計調査によると、当市の平成27年の事業所数は191事業所、従業者数は7,810人、製造品出荷額等は268,956百万円となっている。平成18年を100として、各年の推移をみると、製造品出荷額等はリーマンショックや東日本大震災等の影響による一時的な経営環境の悪化は見られるものの、その後回復し、平成27年時点では100.1となっている。一方、事業所数、従業員数は平成20年から平成23年まで減少傾向にあったが、その後回復し、近年では横ばい傾向にある。平成18年と比較しても90台前半で推移しており、人材不足の状況は現時点でも継続していると考えられるため、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した盤石な事業基盤を構築する取組みを支援していくことが急務となっている。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中

小企業者及び小規模企業者の積極的な先端設備等の導入を促すことで、慢性的な人材不足に対応し、地域経済を発展させることを目的とする。

これを実現するため、計画期間中に 80 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

菊川市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、菊川市内において、従業員が従事する事務所若しくは事業所を現に有する事業者又は当該事業の実施に合わせこれらの事務所若しくは事業所を新設する事業者において設置する中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

菊川市の産業は、市内全域に農業、製造業、サービス業といった多岐に渡る産業が立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、菊川市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

菊川市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種・事業は、全業種・事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組や公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、納期の到来した市税に未納がある場合についても、認定の対象から除くものとする。